

年間約7万社にのぼる後継者不在による廃業に歯止めをかけ、次世代への円滑な技術・ノウハウの承継を後押しするため、親族内に後継者が見当たらない小規模事業者の事業を承継するための資金に対する利率を深掘り。

制度の概要

対象者：事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、地域経済の産業活動維持・発展に資する事業や企業を承継するものであって、一定の雇用効果が認められる者

対象資金：設備資金及び（長期）運転資金

貸付限度額：（中小企業事業）7億2,000万円
（国民生活事業）7,200万円（運転資金4,800万円）

貸付期間（据置期間）：設備資金20年以内（3年以内）
運転資金 7年以内（2年以内）

貸付金利：基準利率（※）

ただし、以下の条件に該当する場合は利率の引下げを行う。

安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者であって、次のいずれかに該当する者：基準利率－0.4%
（後継者不在、分散資産取得、個人事業主、持ち株会社）

※後継者不在の小規模事業者から事業を承継する場合：基準利率－0.65%

・経営承継円滑化法に基づく認定を受けた代表者：基準利率－0.4%

・最近における付加価値額が増加しているものであって、今後も計画により、付加価値向上と雇用の増加が見込まれる者：基準利率－0.4%

（注）中小企業事業において利率引下げが適用される貸付は最大4億円まで。